

【表紙】

| | |
|-----------------------|-----------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成21年12月18日 |
| 【会社名】 | レカムホールディングス株式会社 |
| 【英訳名】 | RECOMM HOLDINGS CO., LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 伊藤秀博 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区高輪二丁目18番10号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) |

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長伊藤秀博は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年9月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金銭的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社2社及び持分法適用関連会社1社については、金銭的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、企業の事業目的に大きくかかわる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に関わる業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

1. 売上高の前倒し計上について

当社の子会社で行っている情報通信機器販売事業においては、売上高を工事完了基準により計上しておりますが、従業員が工事完了日の日付を実際の完了日とは異なる日付で記載したことにより、第3四半期末（平成21年6月）における売上高の前倒し計上となる取引を監査法人の指摘により確認いたしました。

当事業年度末日までに是正されなかった理由は、上記の発覚を受けて調査、事実解明、改善策立案、社員教育、改善実施に努めてきましたが、時間的な制約が大きく、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状

況全体の有効性を確認するまでには至らなかったためであります。

2. 決算財務プロセスについて

実地棚卸金額の集計誤り、貸倒引当金の計上に関する計算の誤りについて監査法人から指摘されました。この理由は、製造事業の外部移管や事業譲渡、グループ再編が重なったことから経理部門の負荷が一時的に大きくなり、決算財務報告プロセスにおいてチェック体制が十分に機能しなかったためであります。また、当事業年度末日までには是正されなかった理由は、期末決算における決算プロセスの過程で発見されたため、当事業年度末日時点では是正することが間に合わなかったためであります。なお、監査法人より指摘された誤謬は、いずれも適切に修正しており、連結財務諸表及び財務諸表に及ぼす影響はありません。

4 【付記事項】

評価結果に関する事項に記載された重要な欠陥を是正するために、当事業年度の末日後、評価結果に関する事項1.については、売上高計上に至るまでの業務プロセスの再構築を行いました。また、評価結果に関する事項2.については、経理部門の承認手続き及び決算体制の再構築を行いました。当該是正後の内部統制の整備及び運用状況の評価を行った結果、内部統制報告書提出日において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

5 【特記事項】

該当事項はありません。